

会議録	
会議名	令和4年度第1回三豊市福祉有償運送運営協議会
日時	令和4年5月19日(木)13時30分～14時45分
場所	三豊市危機管理センター 2階 201会議室
出席者	<p>[委員]10名 綾 章臣(会長)、岡田 武資(副会長)、石原 一也、藤田 伸治、鴨田 嘉史、戸城 浩二、藤川 泰文、天羽 和彦、吉岡 利浩(岩崎委員代理)、田中 昌和</p> <p>[説明員]4名 三豊市社会福祉協議会:滝口事務局長、野村地域移動支援室長 ダイハツ工業株式会社:岡本、中野</p> <p>[事務局] 3名 交通政策課:西城課長、近藤課長補佐、森糸主任</p>
審議事項等	(1) 福祉有償運送事業の登録申請について (申請者:社会福祉法人三豊市社会福祉協議会)

発言者	会議要旨
事務局	13時30分開会
綾 副市長	副市長挨拶
事務局	<p>(出席委員の紹介)</p> <p>続いて会長、副会長の選任に移る。協議会設置要綱第5条第1項に「協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを決定する」とある。互選の方法について何かご意見等あるか。</p> <p>(事務局一任の声)</p>
事務局	<p>ただ今、事務局一任の声があったが他に意見はあるか。特に無ければ事務局案を発表する。協議会の会長には三豊市副市長の綾委員、副会長にはせとうち福祉サービス株式会社 代表取締役社長の岡田委員にお願いしたい。</p> <p>ではここからは、協議会設置要綱の第6条第1項の規定に基づき、会長が議長を務める事となっているので綾会長に議事進行をお願いする。</p>
綾 会長 綾 会長	<p>ここからは私の方で、会議を進める。スムーズな議事進行と、活発なご意見やご発言を賜るとともに、委員各位のご理解と協力をお願いする。</p>

	<p>議事に進む前に、事務局の方から、今回の申請対象となっている「福祉有償運送」について、また、本協議会にて審議する事項について説明を求める。</p>
事務局	事務局説明（①福祉有償運送について ②本協議会において審議する事項）
綾 会長	<p>今事務局から説明があったが、これからの審議事項については、最後に決議という形で皆様に諮る。</p> <p>それでは、次第の3の議事、「福祉有償運送事業者登録の申請について」に進む。</p> <p>協議会設置要綱の第6条第5項の規定では、「協議会は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴くことができる」とある。本日の議事内容について、より明らかにするために、申請者である三豊市社会福祉協議会から説明員を事前に呼んでいる。</p> <p>更に、三豊市社会福祉協議会のほうから、この取組みを共に進めてきたダイハツ工業株式会社の職員も同席し、協議会にて委員各位に説明を行いたいとのことである。この際、三豊市社会福祉協議会及びダイハツ工業株式会社の説明員に入場いただき、内容の説明を求めたい。賛成の委員の挙手を求める。</p> <p>(全員挙手)</p>
綾 会長	<p>皆様に承認いただいた。説明員の入場を許可する。</p> <p>(社会福祉協議会及びダイハツ工業株の説明員が入場し、定位置に)</p>
綾 会長	<p>早速、申請内容の説明に移っていただきたい。</p> <p>時間も限られているため、簡潔に説明をお願いします。</p>
説明員	(滝口事務局長が挨拶のあと、野村地域移動支援室長が申請内容を説明)
綾会長	申請者からの説明は終了した。どなたからでも、ただ今説明された申請内容について、質問があれば挙手をお願いします。
田中委員	運転手は介護職員の資格は備えているのか。香川県としてデイサービスの送迎は介護職員の資格が備えたものが実施するか、同乗するように指導している。
野村室長	タクシードライバーに関しては要件を備えている。それ以外の4名についても法定研修に加え、実証実験での経験がある。
田中委員	違法でないことは理解している。規定されている訳ではないが、香川県としては介護施設に行政指導しているため、他の施設と同等のやり方をお願いしたい。
野村室長	過去2度の実証についても、安全上問題なかった。介護施設とも話をして、比較的要

	<p>介護度が低い方を中心に送迎を受託するようにしている。今回、事業者協力型で実施することになる本山タクシー様のドライバーは要件を備えているため、介護資格を持っていないドライバー4名に関しても講習等しっかりしながらレベルを上げていけたらと考えている。しっかりと安心安全をしっかりと担保しながら運営を実施したい。ご理解賜りたい。</p>
藤川委員	<p>福祉有償運送を実施するにあたって何か資格が付与されるのか。</p>
野村室長	<p>福祉有償運送に係る運転者資格講習を受けたドライバーには認定証が付与される。認定を受けたドライバーが送迎を担う。</p>
藤川委員	<p>講習を受けたベテランドライバーが運転を担うとなれば、利用する側も安心してサービスを利用できる。</p>
戸城委員	<p>この共同送迎サービスによって、デイサービスの利用者の自己負担が増えることはあるのか。</p>
野村室長	<p>自己負担が増えることはない。</p>
岡田副会長	<p>トリップ単価 825 円については消費税がかかるのか。</p>
滝口局長	<p>施設からもらう送迎委託料については、税込の価格である。社協は課税事業者となり消費税を納付する。</p>
岡田副会長	<p>送迎車両の内訳はどうなっているのか。タクシー車両は使用するのか。</p>
野村室長	<p>本サービスにおいて、軽自動車2台、ミニバン車2台。タクシー車両の12台の登録はするが、臨時車両としての活用を予定している。</p>
岡田副会長	<p>県からの指摘にもあったが、介助員は考えていないのか。7人乗りの車両に満席だと6人を運転しながらケアするようになる。委託する側からすると交通安全と家族のことを考えることになる。安心して送迎を任せるとなると、その辺りが気になる点である。それでも介助員を含まずに1送迎 825 円ということか。</p>
野村室長	<p>例えば7人乗りの車を使用した場合でも、常に満席状態で送迎するという訳ではなく、乗せ下ろししながら、少しでも多くの方を送迎できるような送迎計画を組みたいと考えている。およそ4～5人の乗車になるよう乗せ下ろしを繰り返す送迎を想定している。</p>
岡田副会長	<p>我々の想定する以上の方法で送迎を考えているということがよく分かった。そういうことを含めて 825 円だと。あとは委託する側の経営者の判断であるのだろう。今回は自立</p>

	歩行が可能な方からの送迎になるのか。
野村室長	まずスタートはそれで考えている。しっかりとドライバーのスキルを上げて、対象者を拡大するのはそこからだと考えている。
岡田副会長	やり方をお聞きする。例えばAさんという人を登録すると、Aさんは1週間ずっと共同送迎になるのか、ある曜日は本山タクシー、ある曜日は施設送迎もあり得るのか。
野村室長	ご指摘のとおり。例えば週に3日通所される方があった場合、ある曜日は共同送迎の車、ある曜日は施設の車で迎えに行くことがあり得る。そこは施設と利用者の要望に沿って決定することになる。
ダイハツ岡本	添乗員の有無の件について。今回の取組みは今現在、デイサービスの施設送迎のやり方をそのまま共同化するというスタイルである。現在添乗員ありでサービスを提供する場合は、1トリップ単価もセットで上がることになる。ご理解いただきたい。
田中委員	11名に関しては既に介護職員の初任者研修を受けられているので問題ないと考える。あとの4名は。
ダイハツ岡本	2日間の座学と実技講習、走行実地研修を受けていただいている。今回改めて勉強もしていただくことになる。
綾会長	田中委員、いかがか。
田中委員	その答えを持って県としてどこまでOKと言えるかなのだが。
戸城委員	(プレを経験していない)新たなドライバーを採用する場合、適切な育成はできるのか。
野村室長	新たなドライバーにも法定講習及び接遇の研修等を実施する。
吉岡委員	今回そもそも、介護者の不足ということがうたてととなっている気がする。実際、介護施設における声はどのようになっているのか。
滝口局長	過去2年間実証を実施した。実際、朝夕に送迎しなくて良い時間帯で事務や掃除の時間に充てることができ助かったとの声をいただいている。
吉岡委員	施設の方についてもご利用者についても概ね評価は良好であるから、事業化に踏み切ったということか。
滝口局長	概ね好評という判断をしている。単価部分で少し高いという反応はあった。その施設は

	<p>参加いただけていない。</p>
ダイハツ岡本	<p>今回は平成18年9月の国土交通省、厚生労働省指針に準じた取組み。介護施設等の送迎に関しては、輸送の安全性を確保するため、道路運送法の許可を受けた旅客自動車運送事業者への外部委託等を促進するという書面がある。最後に補足する。</p>
石原委員	<p>11名のみでシフトを回すことは可能か。また、大臣認定講習は何大臣。</p>
野村室長	<p>11名のみでシフトを回すことは考えておらず、あくまでも4名を基本にしている。大臣については、国土交通大臣である。</p>
綾会長	<p>それでは以上で質疑を終了する。 このあと、委員皆さまで審議する。審議の結果については後日書面にて通知する。 退出ください。</p>
綾会長	<p>田中委員の質問に対しての回答もあったが。田中委員いかがか。</p>
田中委員	<p>現在、介護送迎については介護が適切に行うことができる介護職員が行う事ということで県として指導している。もし介護職員が送迎していないとなれば指導をしなければならず、少し引っかかるところ。一度、確認させて欲しい。</p>
綾会長	<p>申し訳ないが、田中委員は確認をお願いしたい。そのあたりを詰めておかないと審議にならず、決議が取れない。委員各位はご理解いただきたい。一旦休憩とする。</p> <p>(暫時休憩－約10分－)</p>
綾会長	<p>引き続き会議を再開する。休憩前に質疑があった件について、田中委員から説明をお願いします。</p>
田中委員	<p>中断させて申し訳ない。先ほど私の言った「介護職員の同乗」という考え方だが、基本的には利用者の立場に沿ったもの。送って行って、行った先で適切に介助して降りるといったことが根本。資格を持つ11名は問題ない。残り4名についても介助の講習を受けているという事が説明の中であった。添乗者は介護職員でと言っていたが、県にも「送迎者、添乗員は介護職員であること」といった明確な規定が無いという事も含めて、「適切に介助ができる方」が送迎するのであれば問題無いと解釈する。</p>
綾会長	<p>他の委員は質疑ないか。これで質疑を終了する。 これから決議をとる。三豊市社会福祉協議会の福祉有償運送の申請内容について承認するといった委員の皆様の挙手を求める。</p>

	(全員挙手)
綾会長	<p>本会議の議事は、設置要綱第6条4項の規程により、出席委員の過半数の賛成をもって決することとなっている。ただいま全員の賛成を頂いたので本件の申請内容について承認とする。事務局は、「三豊市福祉有償運送運営協議会の協議が調ったことを証する書類」を作成し、三豊市社会福祉協議会へ交付をお願いする。</p> <p>また、三豊市社会福祉協議会へは、書類を受領次第、香輪支局への手続きを速やかに行う併せて指導をお願いする。</p> <p>最後に、冒頭に事務局から説明のあったが、本協議会の内容については原則公開とすることとしている。特に審議の内容を部分的に非公開にすべき等の意見ある方はいるか。</p>
	(意見無し)
綾会長	<p>特に意見が無いようなので、事務局は所定の手続きをお願いする。</p> <p>その他、委員各位、意見はないか。</p>
天羽委員	いつからの事業開始を想定しているのか
事務局	6月6日からの事業スタートを想定していると社会福祉協議会からは聞いている。
天羽委員	支局への申請について、ダイハツ工業とやり取りをしている。6月6日の開始想定であれば、現在内容の補正をしてもらっているが、速やかに書類等を揃えて申請を進めて欲しい。
事務局	事務局から申し伝える
綾会長	他に意見は無いか。
	(意見無し)
綾会長	<p>特に意見も無いようなので、これで予定していた議事等については全て終了とする。</p> <p>本日は委員各位の協力により、スムーズな議事進行ができた。感謝申し上げます。</p> <p>ここで進行を事務局に返す。</p>
事務局	<p>事務局から特になし。</p> <p>以上で三豊市福祉有償運送運営協議会を閉会する。</p>
	14時45分 閉会